

2012年10月31日

各位

株式会社エムティーアイ  
代表取締役社長 前多 俊宏  
(JASDAQ・コード 9438)  
問い合わせ責任者  
取締役 コーポレート・サポート本部長 松本 博  
TEL : 03-5333-6323

## 株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2012年10月31日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更について決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

なお、定款の一部変更については、2012年12月22日開催予定の第17期定時株主総会に付議する予定です。

### 記

#### 1. 株式の分割、単元株制度の採用および定款一部変更の目的

全国証券取引所が公表しました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社普通株式1株を100株に分割するとともに、単元株式数(売買単位)を100株とする単元株制度を採用します。

なお、この株式の分割および単元株制度の採用に伴う投資単位の実質的な変更はありません。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

2013年3月31日(日曜日)(当日は休日につき実質的には2013年3月29日(金曜日))を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、100株の割合をもって分割します。

##### (2) 分割により増加する株式数

2013年3月31日(日曜日)最終の発行済株式総数に99を乗じた株式数とします。2012年10月31日(水曜日)現在の発行済株式総数を基準に計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の発行済株式総数	133,688株
今回の分割により増加する株式数	13,235,112株
株式分割後の発行済株式総数	13,368,800株
株式分割後の発行可能株式総数	44,760,000株

##### (3) 日程

基準日公告日	2013年3月15日(金曜日)
基準日	2013年3月31日(日曜日) ※実質的には2013年3月29日(金曜日)
効力発生日	2013年4月1日(月曜日)

#### (4) 新株予約権行使価額の調整

株式の分割に伴い、当社発行の新株予約権の行使価額および新株予約権 1 個当たりの株式数を、2013 年 4 月 1 日以降、次のとおり調整します。

	調整後の 行使価額	調整前の 行使価額	調整後の新株予 約権 1 個当たり の株式数	調整前の新株予 約権 1 個当たり の株式数
第 11 回新株予約権	2,227 円	222,627 円	200 株	2 株
第 12 回新株予約権	1,532 円	153,200 円	100 株	1 株
第 13 回新株予約権	1,884 円	188,321 円	100 株	1 株
第 14 回新株予約権	1,852 円	185,104 円	100 株	1 株
第 15 回新株予約権	1,848 円	184,718 円	100 株	1 株
第 16 回新株予約権	1,066 円	106,600 円	100 株	1 株

### 3. 単元株制度の採用

#### (1) 新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とします。

#### (2) 新設の日程

効力発生日 2013 年 4 月 1 日(月曜日)

(参考)2013 年 3 月 27 日(水曜日)をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位は 100 株に変更されます。

### 4. 定款の一部変更

#### (1) 変更の理由

上記の株式の分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第 184 条第 2 項および第 191 条の規定に基づき、2013 年 4 月 1 日(月曜日)をもって当社定款の一部を変更します。

#### (2) 変更の内容

- ① 当社の発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条(発行済株式総数)を変更します。
- ② 株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条(単元株式数)を新設します。
- ③ 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条(単元未満株式についての権利)を新設します。
- ④ 現行定款第 7 条以下の条数を繰り下げます。
- ⑤ 現行定款第 6 条の変更および変更案第 7 条乃至第 8 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設します。

(変更する条文のみ記載。下線部が変更部分)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>447,600株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>44,760,000株</u> とする。
(新設)	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第7条～第39条(条文省略)	第9条～第41条(現行どおり)
(新設)	【附則】 1. 第6条の変更、第7条乃至第8条の新設及びそれに伴う条数の変更の効力発生日は平成25年4月1日とする。 2. 本附則は、前項の効力発生日をもって削除する。

### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日                    2012年 12月 22日(土曜日)  
定款変更の効力発生日                                2013年 4月 1日(月曜日)

### 5. その他

今回の株式の分割に際して、当社の資本金の額の変更はありません。

以上

#### 【お問い合わせ先】

株式会社エムティーアイ 経営企画室 (林・二木)  
Tel : 03-5333-6323      Fax : 03-3320-0189  
E-mail : [ir@mti.co.jp](mailto:ir@mti.co.jp)      URL : <http://www.mti.co.jp>